

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

要綱

第一 目的の改正

この法律の目的に、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラ Lumpur 補足議定書（以下「補足議定書」という。）の的確かつ円滑な実施の確保を加えること。

（第一条関係）

第二 基本的事項の追加

基本的事項に、遺伝子組換え生物等により生ずる影響であつて、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下第二において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的な事項を加えること。（第三条第四号関係）

第三 措置命令の追加

一 環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされている場合又はなされた場合におい

て、当該第一種使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたとき、当該第一種使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

（第十条第三項関係）

二 環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の第二種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該第二種使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたとき、当該第二種使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。

（第十四条第三項関係）

三 環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたとき、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提

供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができるものとする。 (第二十六条第三項関係)

第四 主務大臣への協議

環境大臣は、次に掲げる場合には、主務大臣に協議しなければならないものとする。

(第三十五条の二関係)

イ 第二及び第三の一から三までの環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき

ロ 第三の一から三までの規定による命令をしようとするとき

第五 罰則の追加

第三の一から三までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。 (第三十八条関係)

第六 施行期日等

一 この法律は、補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 第三の規定は、この法律の施行の日以後に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等又は第二種使用等をしている者又はした者及び遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託をした者について適用するものとする。

(附則第二項関係)